



2022年12月21日

各 位

会 社 名 株式会社マネジメントソリューションズ  
代表者名 代表取締役社長 高橋 信也  
(コード番号：7033 東証プライム)  
問合せ先 専務取締役 福島 潤一  
(TEL. 03-5413-8808)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年12月21日の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年1月27日開催予定の第18回株主総会に付議することを下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、下記内容は、同株主総会において議案が承認されることを条件としております。

### 記

#### 1. 定款一部変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されました。これに伴い、電子提供措置に関する規定及び書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 定款一部変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| 定款一部変更のための株主総会開催日 | 2023年1月27日（金） |
| 定款一部変更の効力発生日      | 2023年1月27日（金） |

以 上

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br/>           第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>(削 除)</p>   |
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>  | <p><u>(電子提供措置等)</u><br/>           第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。<br/>           2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>(附則)</u><br/> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u><br/>           第1条 2022年9月1日から6か月を経過した日、もしくは同年9月1日から6ヶ月以内に開催する最後の株主総会の日から3ヶ月経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。<br/>           当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。<br/>           2 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p> |